

平成20年9月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 矢口真知

平成20年(ネ)第2719号不当利得返還等請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成19年(ワ)第19286号)

口頭弁論終結の日 平成20年7月24日

判 決

東京都千代田区神田錦町3丁目19番地

控 訴 人 株式会社フォーチュン

パシフィックホールディングス

同代表者代表取締役 A

東京都千代田区神田錦町3丁目19番地

控 訴 人 株式会社太平洋幸運

同代表者代表取締役 A

東京都

控 訴 人 A

東京都

控 訴 人 B

上記4名訴訟代理人弁護士 Z

東京都

被 控 訴 人 C

同訴訟代理人弁護士 板 橋 喜 彦

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人ら

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2 審を通じ、被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文同旨。

第2 事案の概要

- 1 本件は、(1)(控訴人株式会社フォーチュンパシフィックホールディングスに対する本件医療サービス会員契約に関する請求) 後記の本件医療サービス会員契約締結当時75歳の女性である被控訴人が、控訴人株式会社フォーチュンパシフィックホールディングス(以下「控訴人フォーチュン」という。)の担当者から、「貴方の血はドロドロになっています。」「このままでは病気になりますよ。」などといわれ、鍼、灸及びマッサージの施術を受けること

が必要であると勧められ、その結果、控訴人フォーチュンとの間で、血液状態の改善のために必要であると考えて鍼、灸及びマッサージの施術を受けることを内容とする医療サービス会員契約（以下「本件医療サービス会員契約」という。）を締結し、本件医療サービス会員契約に基づき195万7200円を支払ったが、a（消費者契約法に基づく取消しを理由とする不当利得返還請求）控訴人フォーチュンが本件医療サービス会員契約の締結について勧誘をするに際し告げた、被控訴人の血液状態がドロドロであり、放置すれば病気になるとの説明並びに上記の鍼、灸及びマッサージの施術を受ければ血液状態が改善されて病気にならないとの説明は重要事項に当たるが、いずれも事実と異なるものであり、かつ、被控訴人は当該告げられた内容が事実であるとの誤認をして本件医療サービス会員契約の申込をしたなどとして、被控訴人が、消費者契約法4条1項1号等に基づき、控訴人フォーチュンに対し、本件医療サービス会員契約の申込の意思表示を取り消す旨の意思表示をした上で、不当利得返還請求権に基づき、支払済みの上記195万7200円の返還及びこれに対する平成19年6月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、b（詐欺による取消しを理由とする上記195万7200円の不当利得返還請求）控訴人フォーチュンが本件医療サービス会員契約の締結について勧誘をするに際し告げた上記aの及びの事実は虚偽であるのに、被控訴人はこれらが真実であると誤信して本件医療サービス会員契約の申込みの意思表示をしたとして、被控訴人が、控訴人フォーチュンに対し、詐欺を理由として本件医療サービス会員契約の申込の意思表示を取り消した上で、不当利得返還請求権に基づき、支払済みの上記195万7200円の返還及びこれに対する平成19年6月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払をaと選択的に求め、c（錯誤無効を理由とする上記195万7200円の不当利得返還請求）控訴人フォーチュンが本件医療サービス会員契約の締結について勧誘をするに際し告げた上記aの及びの事実は虚偽であるのに、被控訴人はこれらが真実であると誤信して本件医療サービス会員契約の申込みの意思表示をしたのであり、被控訴人には上記のとおり要素の錯誤があり本件医療サービス会員契約は無効であるとして、被控訴人が、控訴人フォーチュンに対し、不当利得返還請求権に基づき、支払済みの上記195万7200円の返還及びこれに対する平成19年6月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払をa及びbと選択的に求め、(2)(控訴人A及び控訴人Bに対する本件医療サービス会員契約に関する請求)控訴人フォーチュンの代表取締役である控訴人A（以下「控訴人A」という。）及び控訴人フォーチュンの取締役である控訴人B（以下「控訴人B」という。）にはその任務を行うについて悪意又は重過失があったとして、被控訴人が、控訴人A及び控訴人Bに対し、会社法429条1項及び開法430条に基づき、連帯して195万7200円及びこれに対する平成19年6月16日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、(3)(控訴人太平洋幸運に対する中国の不動産の売買契約に関する請求)被控訴人は、控訴人株式会社太平洋幸運（以下「控訴人太平洋」という。）の代表取締役でもある控訴人A、控訴人太平洋の取締役でもある控訴人Bから、中国の不動産に投資すれば確実に儲かるとの説明を受け、その結果、控訴人太平洋との間で、

中華人民共和国北京市朝陽区新源里14号に所在する「北京太平洋幸運廣場酒店」(以下「本件建物」という。)の「1803号室」1室を代金3152万8499円で、及び「1119号室」の12分の2口分を代金503万3981円で買い受ける旨の売買契約(以下「本件売買契約」といい、本件売買契約の目的物件を、以下「本件各物件」という。)を締結し、上記各売買代金合計3656万2430円を支払ったが、a (消費者契約法に基づく取消しを理由とする不当利得返還請求) 本件売買契約を締結するに当たり告げられた、本件各物件は確実に値上がりするとの説明並びに 賃料収入も得られるとの説明は、不確実な事項につき断定的判断を提供するものであり、かつ、被控訴人は当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認をして本件売買契約の申込をしたなどとして、消費者契約法4条1項2号に基づき、控訴人太平洋に対し、本件売買契約の申込の意思表示を取り消す旨の意思表示をした上で、不当利得返還請求権に基づき、支払済みの上記3656万2430円及びこれに対する平成19年6月16日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、b (詐欺による取消しを理由とする上記3656万2430円の不当利得返還請求) 本件売買契約を締結するに当たり上記aの 及び の虚偽の事実を告げられ、これらが真実であると誤信して本件売買契約の申込みの意思表示をしたとして、控訴人太平洋に対し、詐欺を理由として上記申込の意思表示を取り消した上で、不当利得返還請求権に基づき、支払済みの上記3656万2430円及びこれに対する平成19年6月16日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、c (錯誤無効を理由とする上記3656万2430円の不当利得返還請求) 本件売買契約を締結するに当たり被控訴人には上記のとおり要素の錯誤があり本件売買契約は無効であるとして、不当利得返還請求権に基づき、支払済みの上記3656万2430円及びこれに対する平成19年6月16日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、(4)(控訴人A及び控訴人Bに対する本件売買契約に関する請求) 平成18年法50号による改正前の民法44条、会社法429条1項及び同法430条に基づき、控訴人A及び同Bに対し、連帯して3656万2430円及びこれに対する平成19年6月16日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は被控訴人の請求をすべて認容した。これを不服とする控訴人らが控訴を提起した。

2 前提事実並びに争点及び当事者の主張は、次の3のとおり当審における控訴人らの主張を追加するほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第2 事案の概要」の1及び2(原判決2頁24行目から12頁11行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する(ただし、原判決4頁16行目の「家宅捜査」を「家宅搜索」に改める。)

3 当審における控訴人らの主張

(1) 控訴人フォーチュンが行っていた血液画像分析は、医師である●●●●●が主宰する日本血液画像分析協会の指導の下に講習を受け、血液画像分析士の資格を付与された者により、赤血球の連鎖状況に応じて血液の「サラサラ」度及び「ドロドロ」度を判定するものであって、何ら違法性を有するものではない。血液画像分析士たちは、血液が「ドロドロ」である、あるいは「サラサラ」であると判定することを認められていたが、「病気になる」とか「癌

である」とかの診断をしてはならないことをきちんと教え込まれていた。したがって、控訴人フォーチュンの従業員が、血液がドロドロである旨診断して不安に陥れた事実は存在しない。

- (2) 仮に本件医療サービス会員契約の締結が不法行為に該当するとしても、被控訴人は、ケアメインセンターにおいて、平成18年7月28日から同19年6月6日までの間に血液画像分析及びハートレーダー以外に鍼灸、ボディマッサージ及びリフレクソロジーの施術を合計40回受けており、合計金33万6000円分の役務の提供を受けている。また、被控訴人が自己都合で本件医療サービス会員契約を解約したときには、入会金の返戻はないと考えるべきである。

したがって、上記金額は、被控訴人の請求について損益相殺されるべきである。

- (3) 本件売買契約締結について、被控訴人には意思の欠缺はなかったし、だまされたとの意識もなかった。

第3 当裁判所の判断

1 控訴人フォーチュンに対する本件医療サービス会員契約に関する請求について

(1) 認定事実

前記引用に係る原判決摘示の前提事実に証拠(甲1の1及び1の2, 2~4, 7~14, 15の1, 16の1及び16の2, 17の1, 18の1ないし18の4, 19, 20の1及び20の2, 40, 41の1及び41の2, 42の1及び42の2, 43, 被控訴人本人)を併せて考えれば、控訴人フォーチュンは、平成14年ころから、ダイレクトメールを使用し、血液の画像分析をするなどと宣伝し、ケアメインセンターと称する事業所を訪れた消費者に対し、医師や看護師の資格がないにもかかわらず、担当者が採血行為を行い、血液がドロドロであるような血液画像を消費者に見せた上で、高額な医療サービス会員契約を締結させていたこと、被控訴人は、平成18年7月当時75歳の女性であるが、同月20日ころ控訴人フォーチュンからダイレクトメールを受け取り、控訴人フォーチュンに電話をかけて、同月26日、初めてケアメインセンターを訪れたこと、控訴人フォーチュンの担当者は、医師や看護師の資格がないにもかかわらず、被控訴人の指先から採血をし、被控訴人に対し、血液画像を見せ、血液がドロドロで赤血球がくっついており、形も悪い、これでは体の具合が悪くなるなどと述べて医療サービス会員契約に申込をするよう勧誘したこと、被控訴人は、折から体の調子が悪かったため、これ以上具合が悪くなると困ると思い、控訴人フォーチュンと医療サービス会員契約を締結することとし、同日1万7200円を支払って医療サービス会員契約の申込をし、同月28日に残金194万円(合計195万7200円)を支払ったこと、しかしながら、本件医療サービス会員契約の下で提供される鍼灸及びマッサージの施術が、血液がドロドロである状態を改善するために有効であることを裏付ける医学的知見は本件記録上見だし難く、本件医療サービス会員契約に関する会員規約その他の書類にも、本件医療サービス会員契約が被控訴人の血液状態の改善を目的とするものであることをうたった記載はなく、本件医療サービス会員契約において人間ドック、簡易検診、血液画像分析等の検査が受けられることとされているものの、本件医療サービス会員契約加入後、施

設の利用は会員である被控訴人の自由設計にゆだねられており、相当期間経過後も、血液状態の改善を確認するために医学的検査を受けることがプログラムとして組み込まれていないこと、これらに基づいて考えると、控訴人フォーチュンの代表取締役その他の役員は、元々、鍼、灸及びマッサージの施術を受けるための医療サービス会員契約に誘引するための単なる勧誘の手段として血液の画像分析を行っていたにすぎず、血液がドロドロである状態を改善するために鍼、灸及びマッサージの施術が医学的に有効な方法であるとは考えていなかったことが推認されること、このことは、平成18年12月5日に控訴人フォーチュンが上記血液画像分析は医師法に違反するとの嫌疑の下に警察から捜索を受けたことにより、翌6日に控訴人フォーチュンが血液画像分析を中止したことによっても、裏付けられること、被控訴人が控訴人フォーチュンに対し、平成19年6月15日到達の内容証明郵便をもって、消費者契約法、詐欺を理由に本件医療サービス会員契約申込の意思表示を取り消す旨の意思表示をしたこと、以上の事実を認めることができる。

(2) 判断

上記認定事実によれば、被控訴人は、控訴人フォーチュンが本件医療サービス会員契約の締結について勧誘をするに際し告げた、被控訴人の血液状態が不良であり、放置すれば病気になるとの説明並びに上記の鍼、灸及びマッサージの施術を受ければ血液状態が改善されて病気にならないとの説明が事実であるとの誤認をし、それによって本件医療サービス会員契約の申込の意思表示をしたものであるところ、上記及びは重要事項に当たるが、いずれも事実と異なるものであり、かつ、被控訴人は当該告げられた内容が事実であるとの誤認をして本件医療契約の申込をしたものであることが認められる。

したがって、被控訴人が、控訴人フォーチュンに対し、消費者契約法4条1項1号に基づき、本件医療契約の申込の意思表示を取り消す旨の意思表示をした上で、不当利得返還請求権に基づき、支払済みの上記195万7200円の返還及びこれに対する平成19年6月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める請求は、理由がある。

2 控訴人A及び控訴人Bに対する本件医療サービス会員契約に関する請求について

上記1の認定事実によれば、控訴人フォーチュンの代表取締役その他の役員は、元々、鍼、灸及びマッサージの施術を受けるための医療サービス会員契約に誘引するための単なる勧誘手段として血液の画像分析を位置付けていたにすぎず、血液がドロドロである状態を改善するために鍼、灸及びマッサージの施術が医学的に有効な方法であるとは考えていなかったにもかかわらず、控訴人フォーチュンの方針として従業員に上記の手段を用いて医療サービス会員契約の締結について勧誘させていたのであって、控訴人フォーチュンの代表取締役である控訴人A及び控訴人フォーチュンの取締役である控訴人Bは、控訴人フォーチュンの従業員が上記のとおり単なる勧誘の手段として血液の画像分析を行い、鍼、灸及びマッサージの施術を受けるための医療サービス会員契約に誘引していたことを認識していたものといえることから、控訴人A及び控訴人Bは、控訴人フォーチュンの役員としてその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったというべきであり、これによって被控訴人に生

じた損害を賠償する責任を負うというべきである。

したがって、被控訴人が、控訴人A及び控訴人Bに対し、会社法429条1項及び430条に基づき、連帯して195万7200円及びこれに対する平成19年6月16日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める請求は理由がある。

3 控訴人太平洋に対する中国の不動産の売買契約に関する請求について

(1) 認定事実

前記引用に係る原判決摘示の前提事実に証拠(甲21, 22の1から22の3まで, 23~35, 36の1及び36の2, 40, 被控訴人本人)並びに弁論の全趣旨を併せて考えれば、控訴人太平洋の取締役である控訴人Bは、平成18年9月20日、被控訴人に対し、中国の不動産に投資すれば確実に儲かると説明し、本件建物の1101号室の持分4口の購入を勧め、その後順次1523号室、最上階の1803号室というより高額の物件に誘引した上で、同年10月25日に被控訴人に「1803号室」1室を代金3152万8499円で買い受ける旨の売買契約を締結させ、さらに、同年11月8日付けで、1119号室の12分の2口を代金503万3981円で買い受ける旨の売買契約を締結させたこと、被控訴人は、控訴人Bから、本件売買契約の締結について上記のとおり勧誘を受け、その結果、控訴人太平洋に対し、本件建物の本件各物件について本件売買契約の申込みの意思表示をし、控訴人太平洋との間で本件売買契約を締結して上記各売買代金合計3656万2430円を支払ったこと、しかしながら、中華人民共和国の不動産取引を所管する当局は、既に同年7月、外国人が投資目的で不動産を取得することができないように規制をしており、その後も不動産取引に関する規制は強化され、控訴人太平洋は本件建物に関する事業を断念することを余儀なくされたこと、被控訴人が控訴人太平洋に対し、平成19年6月15日到達の内容証明郵便をもって、消費者契約法、詐欺を理由に本件売買契約申込の意思表示を取り消す旨の意思表示をしたこと、以上のとおり認めることができる。

(2) 判断

上記認定事実によれば、控訴人太平洋の取締役である控訴人Bが本件売買契約の締結について勧誘をするに際し告げた、本件各物件は確実に値上がりすると説明並びに賃料収入も得られるとの説明は、本件各物件の所有権取得を確保することができない以上、その前提を欠き、不確実な事項につき断定的判断を提供するものであるといわざるを得ず、かつ、被控訴人は当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認をして本件売買契約の意思表示をしたものであることが認められる。

したがって、被控訴人が、控訴人太平洋に対し、消費者契約法4条1項2号に基づき、本件売買契約の申込の意思表示を取り消す旨の意思表示をした上で、不当利得返還請求権に基づき、支払済みの上記3656万2430円及びこれに対する平成19年6月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める請求は、理由がある。

4 控訴人A及び控訴人Bに対する本件売買契約に関する請求について

上記3の認定事実によれば、控訴人太平洋の代表取締役である控訴人A及びその取締役である控訴人Bは、控訴人Bが本件売買契約の締結について勧誘をするに際し告げた、本

件各物件は確実に値上がりするとの説明並びに 賃料収入も得られるとの説明は、本件各物件の所有権取得を確保することができない以上、その前提を欠き、不確実な事項につき断定的判断を提供するものであることを認識していたものであるから、控訴人A及び控訴人Bは、控訴人太平洋の役員としてその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったというべきであり、これによって被控訴人に生じた損害を賠償する責任を負うというべきである。

したがって、被控訴人が、控訴人A及び控訴人Bに対し、会社法429条1項及び430条に基づき、連帯して3656万2430円及びこれに対する平成19年6月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める請求は、理由がある。

5 当審における控訴人らの主張に対する判断

控訴人らは、前記第2の3のとおり縷々主張するが、この点に関する認定及び判断は前記のとおりである。また、控訴人らは損益相殺を主張するが、被控訴人が受けたとする役務の対価として主張する額は控訴人フォーチュンが会員規約において一方的に定めたものであるにすぎず、これをもって客観的に相当な額であると認めるに足りる的確な証拠はないから、控訴人らが主張するような損益相殺を行うことは相当であるとはいえない。

控訴人らの上記主張は、いずれも採用の限りではない。

第4 結論

以上の認定及び判断の結果によると、被控訴人の請求はすべて理由があるからこれを認容すべきである。よって、当裁判所の上記判断と結論において符合する原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官	渡邊 等
裁判官	高世 三郎
裁判官	西口 元